

第13章 その他

以下の措置は、今回の報告書の国・地域としては対象外であるが、昨今、導入され、貿易歪曲効果を有する措置であることから、取り上げるものとしたものである。

アルゼンチンの非自動輸入ライセンス制度の導入・拡大

<措置の概要>

アルゼンチン政府は、2008年11月に金属製品（エレベータなど）等約400品目について輸入事業者・輸出事業者・輸入物品の価格、数量などの情報を添えた申請を義務付ける非自動輸入ライセンス制度を導入したが、2011年2月には、この対象品目が約600品目に拡大された。

さらに、アルゼンチン政府は、輸出入均衡要求（例えば、1ドルの輸入を行う条件として、同額の輸出または国内投資を求める措置）や輸入を抑制することなどを目的とした国産化要求なども行っている。

また、2012年2月には、事前輸入宣誓供述制度（DJAI）を制定した。このため、輸入をしようとする事業者は、輸入手続きに着手する前に、指定された事項を連邦歳入庁（AFIP）に登録し、事前承認を得ることが必要となった。

なお、2013年1月、非自動輸入ライセンス制度は廃止されたが、その他の措置（事前輸入宣誓供述制度、輸出入均衡要求など）は依然として継続している。

<国際ルール上の問題点>

輸出入均衡要求については、ライセンス発給

の要件としてアルゼンチン産品の輸出等の要求に応じる必要があることから、輸入規制を原則禁止するGATT第11条に違反する。また、輸出入均衡要求は具体的法令に基づかない口頭指導による輸入制限であるため、貿易規則の公表等を定めるGATT第10条にも違反する。

事前宣誓供述制度についても、ライセンスの発給においてアルゼンチン当局による恣意的な裁量が存在する制度であることから、GATT第11条に違反する。また、GATT第10条及び輸入ライセンス協定第1条、第3条、第5条等の透明性原則にも違反する。

<最近の動き>

2009年以降、経済産業審議官、在アルゼンチン大使館、日本の産業界からアルゼンチン政府に対して、措置改善の申入れを継続してきた。WTOにおいても、2009年以降、WTO輸入ライセンス委員会、TRIMs委員会及び物品理事会において、米国・EU等と協調して懸念を表明しており、特に、2012年3月には、日本・米国・EUを含む14ヵ国・地域がWTO物品理事会において共同で懸念表明を行った。しかしながら、依然として改善が認められなかったため、同年5月にはEUがアルゼンチンに対し、WTO協定に基づく二国間協議要請を実施した。我が国は、産業界（日本貿易会、日本機械輸出組合、電子情報技術産業協会、日本商工会議所等）による改善要望も踏まえ、同年8月、米国・メキシコとともに二国間協議を要請し、同9月にジュネーブにおいて協議を実施した。しかしながら、満足のいく解決を得られなかったこと

から、同年12月、日本は米国・EUとともにパネル設置要請を行った。パネルは2013年1月に設置され、2014年8月、アルゼンチンの輸入制限措置はGATT第11条第1項（数量制限の一般的廃止）に整合しないとの日本、米国、EUの主張を全面的に認めるパネル報告書が公表された。2014年9月、アルゼンチンはパネルの判断を不服として上訴を行ったが、2015年1月、上級委員会は本件措置について報告書を公表し、パネル報告書を支持し、アルゼンチンにWTO協定に従って措置を是正するよう勧告した。なお、GATT第10条及び輸入ライセンス協定第1条、第3条、第5条等の透明性原則については、パネル及び上級委員会は判断していない。

アルゼンチンの履行期限は2015年12月末であったところ、2015年12月31日に事前輸入宣誓供述制度（DJAI）を撤廃したとアルゼンチンは公表したが、DJAIに代わり、新たな輸入ライセンス制度（SIMI）の導入を発表した。SIMIは、自動車ライセンス（18,000品目）と非自動車ライセンス（1,400品目弱）

から成る制度となっており、非自動車輸入ライセンスについては「申請を10日以内に判断する」としつつも「必要な場合には延長できる」と規定されている等、DJAIとの差違が不明確なことやWTO協定に整合的な内容となっているか疑義があることから、我が国は引き続き、アルゼンチンの履行状況について情報収集すると共に、WTO協定に整合しないと認定された措置を速やかに是正するよう注視する。

（数量制限に関する論点の詳細については、II部3章 主要ケース（4）参照。）

イスラエルのタイヤ規制

<措置の概要>

2013年12月26日付けで、イスラエルに輸入される自動車用タイヤ及びチューブに関する法規の改訂版が公布された。さらに2014年6月9日付けで修正版が公布された。

主な改訂箇所は、以下の2点である。

①自動車の安全・環境に関しては国連で国際基準が策定されているが、その国連規則（以下、UN/ECE規則）でタイヤの安全性に関するもの（第30号、54号）に準拠しているタイヤについて、2015年1月1日以降、欧州グレーディング法規とともにUN ECE R117-02（タイヤの騒音、ウエットグリップ、転がり抵抗の環境基準）が適用。

②米国の安全基準であるFMVSS139/119に準拠している米国産タイヤについては対象外。なお、FMVSS139/119とUN ECE R117-02は内容的に異なるものであり、いずれか一方に準拠していれば、他方の準拠は不要となるものではない。

我が国は現時点ではUN ECE R117-02を採用していない。また、R117-02では、段階別に騒音ステージレベルが引き上げられる構成になっており、2016年11月からはタイヤ騒音ステージレベル2に内容が強化される。タイヤ騒音ステージ1レベルの認証は、2012年以降取得不可能なものであるため、施行日の2015年1月1日時点でタイヤ騒音ステージ1レベルを取得していない事業者は、タイヤ騒音ステージ2レベルを取得せざるを得ない状況であるが（タイヤ騒音ステージレベル1が要件となっている段階において、次のレベルであるタイヤ騒音ステージ2レベルを取得することで認証を得ることは可能）、しかし、これを取得することは、一部のタイヤでステージ2の規制値に適合するための開発期間を要することや、認証に時間を要することから困難である。

<国際ルール上の問題点>

米国の安全基準に準拠した米国産タイヤはUN ECE R117-02の適用除外とするという規定は、米国産タイヤとそれ以外の国で製造されたタイヤの取り扱いを差別的に扱うものであり、TBT2.1条の最恵国待遇違反の可能性があり、その差別を正当な規制上の区別であるとする理由もない。なお、イスラエルと米国は自由貿易地域を締結して

いる。自由貿易地域は、「関税その他の制限的通商規則が締結地域間の実質上全ての貿易について廃止」する取り決めであるが(GATT24条8項(b))、本件措置は、タイヤの環境基準であって措置の目的上、輸入品を不利に扱う理由がなく、内外無差別に適用されるべき規則・措置であり、「関税その他の制限的通商規則」には該当しない。したがって、米国産タイヤのみを適用するという最恵国待遇義務違反が、自由貿易地域締結を理由に正当化されることはない。

また、2015年1月1日時点では取得不可能な認証(タイヤ騒音ステージ1レベル)の取得を要件にしており、2012年以降にタイヤ騒音ステージ1レベルを取得していなかった者は、タイヤ騒音ステージレベル2を取得していなければ適合性評価を受けることができず、適合性評価手続について不必要な規制を禁じるTBT5.1.2条違反の可能性がある。また、既にタイヤ騒音ステージ1レベルを取得している一部の欧州産品と、取得していない一部の日本産品を差別的に取り扱うものであることから、TBT2.1条の最恵国待遇違反の可能性もある。

<最近の動き>

在京イスラエル大使館を通じて、イスラエル交通省へ申入れを行うと共に、2014年11月のWTO・TBT公式会合開催中の二国間会合において、懸念を表明した。今後の制度運用について引き続き注視する。

ウクライナの穀物輸出規制(輸出割当)

*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

ウクライナ政府は、2010年10月、干ばつに伴う国内の穀物生産量の減少等に伴い、小麦、大

麦、とうもろこし等に対する穀物輸出割当を導入した。その後2回の延長を経て、2011年5月又は6月に、とうもろこしに、小麦、大麦、メスリン、ライ麦、そばについては輸出割当が廃止された。

また、2011年7月から2012年1月までの予定で小麦、大麦、とうもろこしに輸出税が課されたが、小麦、とうもろこしの豊作が見込まれたことから、同年10月にこれらの輸出税は撤廃された。

FAOの統計によると、ウクライナの輸出量シェア(2011年)は、小麦及び小麦粉が2.6%(世界10位)、大麦が8.2%(同6位)、とうもろこしが7.1%(同4位)となっている。

<懸念点>

ウクライナは小麦、大麦の主要な輸出国であり、輸出割当措置は、世界の穀物需給や価格にも影響を及ぼすものであった。ウクライナ政府は導入の理由について、GATT11条2(a)における「危機的な食料の不足」を挙げたが、WTO協定上、明確に問題があるとは言い切れないものの、小麦、とうもろこしの輸出余力が残っており、「危機的な食料の不足」と言える状況であったかどうかについては疑問が残る。また、現状では、輸出規制措置に関する加盟国への情報開示の仕組みが十分整備されているとはいえ、各国の措置がGATT11条2項や20条に整合的か否かについて判断できないという問題がある。

<最近の動き>

報道によると、2012年9月、ウクライナ農相と穀物輸出ユニオンは、2012/13年度の穀物について自主的な輸出枠に合意(小麦400万トン、大麦300万トン、とうもろこし1,240万トン)したが、同年11月以降、小麦などの輸出枠を見直しながら輸出を継続している。

2012年11月のWTO農業委員会では、我が国の他、豪州、EUから輸出規制導入の可能性を質したのに対し、ウクライナから、仮に導入する場合にはWTOのルールに則り行う旨の回答があっ

たところであるが、今後とも状況を注視していく必要がある。

エクアドルの自動車輸入総量規制

<措置の概要>

エクアドル政府は、2012年6月、2012年の完成車輸入量及び額を2010年輸入実績の30%削減する旨を発表し、当該措置を2014年12月31日まで実施予定とした（2013年及び2014年の完成車輸入にも適用）。さらに、2014年12月29日、エクアドル政府は、2014年末までの時限措置としていた輸入数量制限を一部強化（完成車については、13年実績の輸入量及び額と比較して、40%の削減。組立てのためのCKD（※部品単位で完全に分解された形態で輸出）については、13年実績の輸入量及び額と比較して20%の削減）した上で、当該措置を2015年12月31日まで延長する旨を決定した。また、2016年1月、同措置を一部強化した上で、同年12月31日まで延長した。

<国際ルール上の問題点>

エクアドル政府が実施する輸入総量規制は、輸入規制を原則禁止するGATT第11条1項に違反する。

<最近の動き>

大使館等を通じて、エクアドル政府に申入れを実施している。エクアドル政府の動きを注視しつつ、当該措置が協定整合的となるよう継続的に働きかけを行う。

チュニジアのタイヤ輸入規制

<概要>

チュニジア産業省は、国営タイヤ企業であるSTIPが製造しているいくつかのサイズのタイヤ輸入について規制を行っていた。具体的には、(i) STIPが製造する8種類のサイズについては輸入禁止し、(ii)23種類のサイズについては、輸入業者は、①輸入数量の30%分をSTIPから購入するこ

と、②輸入の際に非規制サイズより30%高い「消費税」を払うことを条件に、輸入が認められていた。

本輸入規制は、産業省から各輸入者に対して書面による行政指導のような形で行われており、法令として明記されていない。2007年頃からこのような規制が行われるようになったと思われる。

これらの点に関しては、GATT第11条1項、第2条1項(b)、TBT協定2.1条等に違反する可能性が考えられたことから、2015年9月及び11月、在チュニジア日本国大使館よりチュニジア貿易大臣宛に対して懸念について申入れを行った。併せて、同年11月、TBT委員会の機会を捉え、二国間協議を行ったところ、2015年12月～2016年1月にかけて、チュニジア産業省から輸入者に対し「これまでの規制はなくなった」と口頭で連絡がなされた。文書等で本規制の撤廃が公表されていないため、本規制が完全に撤廃されたかどうかを今後注視していく。

トルコの商標権侵害問題

<措置の概要>

2008年7月、トルコ最高裁判所により、商標権の保護に関する法令第556号（Decree Law 556）の商標権侵害に対する刑罰規定について「政令において刑罰を定めることは違憲であり、6ヶ月後の2009年1月5日をもって、同政令における刑罰規定は効力を失う」という判決が言い渡された。更に、行政機関が定める政令により罪及び刑罰を定めることができない旨を定めた改正刑法が2009年1月1日に施行されたことにより、上述の政令の刑罰規定は同日より無効となった。

それにもかかわらず、法律をもって罰則を定めた改正商標法が2009年1月28日まで制定されなかったため、商標権侵害に対する刑罰規定が存在しない空白期間が生じた。これに加えて、トルコ憲法において、刑罰を定める条文が改正された場合、犯行の時点で有効な法律、又は犯行後に施行された法律のうち、もっとも被告人に有利な法

律を適用する旨が規定されていることから、改正商標法施行（2009年1月28日）以前に行われた商標権侵害行為に係る刑事裁判で、判決までに上記空白期間を含むものについては、もっとも有利な法律として処罰規定のないものが適用される結果、被告人に無罪判決が言い渡されている。また、権利侵害品が①公共の安全を害する物である場合、②他の刑事事件の対象物となっている場合などは、例外的に当該侵害品を没収する旨の判決が下されているものの、それら以外については、捜査段階で押収した権利侵害品については、原則として被告人に返還する旨の判決が下されている。

<国際ルール上の問題点>

2009年1月1日に上述の政令の刑罰規定が失効し、同月28日の改正商標法施行まで商標権侵害に対する刑罰規定が存在しなかったことは、知的所有権侵害行為に対する権利行使手続を国内法で確保することを求めるTRIPS協定41条、及び商標の不正使用について適用される刑事上の手続及び刑罰の制定を義務づける同協定61条に違反する。

<最近の動き>

本件に関しては、2010年2月、政府模倣品・海賊版対策窓口に対し、知的財産権の海外侵害状況調査制度に基づく企業からの申立てが行われたことを受け、同年6月、我が国政府として、事実関係等の調査の実施を決定し、同年11月には日本、米国、欧州が共同でTRIPS協定上の義務の遵守のため、商標権侵害に対する刑罰規定が存在しない空白期間に押収された権利侵害品の市場環流防止を含めたトルコ政府が取り得る方策を提案し、本件の早期対応をトルコ政府へ要請した。また、2011年5月には、日本政府が、司法省、最高裁判所、各地の知的財産裁判所を訪問し、権利侵害品の環流防止に向けた仮差し押さえの手続き簡素化等、本件への早期かつ適切な対応を再度要請した。さらに、2012年2月のWTO/TPRB会合、同年7月の日トルコ貿易・投資関係会合の場等においても、解決を要請した。加えて、2013年6月にも再

度トルコの関係機関（司法省、特許庁、検察、国会）を訪問し、現在の状況の確認等と販売目的所持を刑事罰の対象とする改正法の成立を強く要請した。

モンゴルの外資規制をめぐる動き

<措置の概要>

モンゴル政府が国家大会議（国会）に提出した「戦略的分野において事業活動を行う企業に対する外国投資を調整する法律（以下、外資規制法）」が2012年5月に可決され、制定された。

本法は、外資が戦略的分野（鉱物資源、銀行・金融、マスメディア・通信）に投資する場合に、国家安全保障の観点から規制を行うもので、外資比率49%以上かつ投資金額が日本円換算で約60億円以上の場合には、国家大会議の承認が必要とされた。当該分野で事業を行う企業の株式を1/3以上取得する場合や経営幹部の人事等について、モンゴル政府の承認が必要とされた。その後、国家大会議の承認は、外国の国有又は国の資本が含まれる投資家の比率が49%を超える場合とし、その他の場合はモンゴル政府の承認が必要とする改正案が2013年4月に成立した。

本法を理由に、モンゴルに進出している当該分野の日系企業へのライセンス交付が承認されず、日系企業の活動が阻害される事案が発生し、モンゴルにおけるビジネス環境の悪化が問題視された。

<国際ルール上の問題点>

本法の対象となる戦略的分野は、モンゴルがGATSにおいて、自由化を約束した分野（実務サービス（エンジニアリングサービス、鉱業に付随するサービス等）の一部、通信サービスの一部、金融サービスの一部等）が含まれており、市場アクセスを規定したGATS第16条及び内国民待遇を規定した第17条違反の可能性が高いと思われる。

<最近の動き>

日モンゴルEPA交渉の場を通じて、本法に関

する問題点を指摘、モンゴル側に善処を求めた。また、2013年8月に開催された経済産業大臣とモンゴル経済開発大臣との会談の機会を通じて、モンゴル側に再度善処を求めるとともに、在モンゴル日本国大使館からモンゴル政府に対し、公正な競争環境が整備されていないことに対する懸念を表明した口上書を送付した。

2013年10月、新たな「投資法」が可決され、制定されるとともに、外資規制法が撤廃された。投資法は、モンゴル政府の承認を要する対象が外国の国有又は国の資本が含まれる投資のみに変更され、内外投資家の区別無く、モンゴル政府が租税環境（法律で定める租税の種類及び税率の明確化、賦課並びに納付にかかる法的調整の構成）の安定化や知的財産権の保護などに法的保証を付与することとなった。

2015年2月には、日モンゴルEPAが調印され、両国間の貿易・投資環境が一段と改善される見込みであるものの、過去の経緯も踏まえ、今後とも、EPAの批准状況や約束事項の執行状況については、引き続き注視する必要がある。

フラット・パネル・ディスプレイへの課税に関する GATT2 条違反

<措置の概要>

ITA（情報技術協定）では、参加国は付属書Bに明示されているフラット・パネル・ディスプレイ（FPD）を譲許表に掲載し、無税で通関させることを求めている。

他方、ITA 参加国であっても、税関が譲許対象

となる製品であると認定しない、もしくは他の製品と誤認する等の理由により、譲許対象外とされているビデオモニター等の別の分類の製品であると判断して高額の関税を課すケースがあり、日本企業に被害が生じる事案が発生している。

<国際ルール上の問題点>

具体例として、東南アジア諸国等の一部税関によるデジタルサイネージ（屋外での広告等に使用されている大型ディスプレイ）への課税の例が挙げられる。現在、「デジタルサイネージ」の明確な定義は存在しないものの、2010年9月に採択されたEUによるIT製品への違法な関税賦課に関するWTOパネル報告書（第I部第4章関税（2）①（b）参照）では、ITA 付属書Bに基づきコンピュータに使用できるように設計されたFPDであれば、ITAに基づく無税譲許の対象品目であって、関税を撤廃しなければならないとの判断を示している。「デジタルサイネージ」は、PCと接続して使用するモニタであり、FPDとして分類されるべき製品であるが、上記の条件を満たすデジタルサイネージを有税品目である「ビデオモニター」など別の分類の製品として関税を課すのはGATT第2条違反に該当する可能性が高いと思われる。

<最近の動き>

被害企業がそれぞれの国の税関に対して実態説明を続けるとともに、我が国として実態把握に努めている。



模倣品の世界的拡散と法制度・運用上の課題

(1) 模倣品の世界的拡散と模倣手口の巧妙化

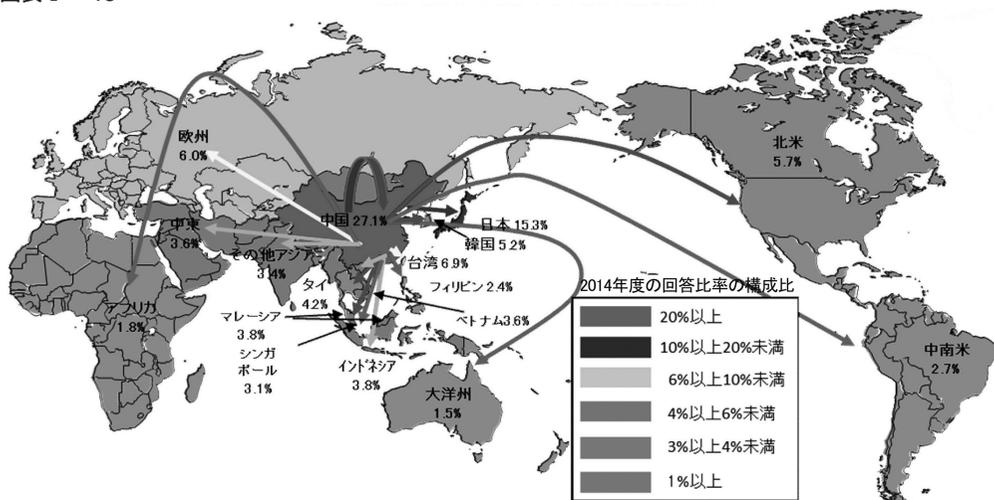
グローバル化した経済の下、国境を越える世界規模での模倣品の拡散が深刻化している。OECD 調査(2009年)によれば、世界の模倣品被害額は2007年時点で2,500億ドルに上り、侵害される権利も、商標権、意匠権、著作権や特許権等、様々な種類の知的財産権に及んでいる。

模倣品の拡散の要因としては、インターネットによる情報流通の拡大や物流システムの発展が考えられる。模倣品の多くは世界の工場である中国から輸出され、アジア地域だけでなく、欧米、ロシア、南米、中東、アフリカ等の巨大市場へ流出している(図表I-13参照)。例えば、中国で製造されたと見られる模倣品が、中東地域の一大物流中継地点であるドバイの自由貿易地域(FTZ)及び自由港(FP)を

経由して、中近東の近隣諸国や中央アジア、アフリカ、中南米、欧州、ロシア等へ流入しているとの指摘がある。同様に、中国製と見られる模倣品がパナマのコロン、チリのイキケ等のFTZを経由してブラジルやメキシコにまで流入しているとの指摘もある。

また、組織的な国際分業により模倣品の製造・販売を行う等、模倣手口の巧妙化・高度化も報告されている。例えば、中国等でノーブランドの模倣品を製造・輸出し、知的財産権の保護水準の低い第三国で商標権侵害の模倣ラベル及びパッケージを製造・印刷して貼付するという手口が確認されている。また、中国等で日本ブランドをアラビア語に翻訳した商標を登録し、模倣品に当該商標を添付して輸出することで、海外消費者に誤認混同を生じさせている例も確認されている。

図表I-13



(出所) 特許庁「2015年度模倣被害調査報告書」

(2) 法制度・運用上の課題

このような模倣品問題の世界的拡散は、グローバルにビジネスを展開する日本企業にとって深刻な問題をもたらしている。そして、諸外国の法制度や運用には、日本企業が効果的かつ迅速な権利行使を行

う上での様々な問題が報告されている。

例えば、ASEAN²や中南米等新興国の一部では、知的財産権を侵害する輸出貨物や通過貨物は国境措置の取締り対象外であり、中国等の模倣品製造国から他国へと模倣品が拡散する一因にもなっている。

2 詳細は第I部第2章「模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題」参照。

また、インドでは、我が国のようなデッドコピー規制に関するルールが整備されておらず、他人による商品の形態模倣を円滑に排除できない。商標や意匠の冒認出願を行った模倣品販売業者に対しては、異議申立や無効審判手続きに長期間を要するため、そうした者が無権原であることの立証が困難であり、模倣品対策が円滑に進まないといった問題も存在する。さらに、中国³やロシア等では、商標権侵害物品の販売価格総額等が一定の水準に達しない限り刑事措置の対象とならず⁴、一方で個別事案における販売価格総額等の算定方法に関しては国内で統一的な運用がなされていない点もある等の問題があり、模倣品販売業者の刑事的責任を追及することが困難となる事態を招来している。台湾においては、法制度は整備されているもののいまだ日本コンテンツの知的財産権侵害が多数発生しており、海賊版DVD/CDの蔓延により正規流通が阻害されているというのが我が国産業界の認識である。加えて、近年のインターネットの普及を背景として、ウェブサイト上で知的財産権が侵害される事例や、ウェブサイトを通じて模倣品が販売される事例が多発しているが、このような事例に対処する上で効果的な法制度整備の必要性も指摘されている。

特に、これら途上国を中心とする民間企業による知的財産権侵害に対しては、当該国家として積極的な取り組みの動機が生まれ難い側面があるため、これらの問題を解決するためには、TRIPS協定に規定される知的財産権の侵害を除去するための権利行使の実効性確保だけにとどまらず、各国による模倣品撲滅のための意識改革及び積極的な取組を促していく必要があると認識している。

(3) 我が国の対応

これまでみてきたように、TRIPS協定等の国際ルールの履行問題に加え、近年は、TRIPS協定等既

存の知財保護に関する国際的な枠組みでは手当てしきれない問題や、ルールは整備されているも実効的な運用が伴わず適切なエンフォースメントが確保されていないといった問題が多く発生している。

このような状況の中で、我が国政府としては、EPA/FTA等の交渉の枠組みを活用し、中国やインド、ASEAN等新興国に対して、TRIPS協定等の既存の知財保護の遵守を求めるとともに、それら国際ルールを基礎とした高いレベルの知財保護、模倣品対策強化、知財制度の手续及び運用の透明性の向上を求めている。他方、先進国との交渉を通じて、高水準の知財保護等のモデルを確立し、新たな国際ルールの標準になることが期待される。

さらに、二国間での政府間対話を通じて、相手国政府に対し改善を要望するとともに、世界各地で展開している真贋判定セミナーや研修、啓発活動を通じて、新興国等の理解を得られやすい協力的なアプローチの量的・質的拡充も並行して行うことが重要である。EPA/FTA等の枠組みにおいては知的財産小委員会／ビジネス環境整備小委員会を活用し、相手国政府に模倣品対策強化等を働きかけている。またEPA/FTA等の枠組み以外にも、働きかけを行っている。このようなアプローチの具体例の一つとして、2014年12月1日にベトナム税関総局と日本貿易振興機構（ジェトロ）ハノイ事務所との間で署名された、水際取締りにおける知的財産権保護強化に向けた協力同意書が挙げられる。これは、ベトナムで税関登録を行った日本企業の権利保護を目的に、情報共有等を行うことで両者が同意したものである。これまで日本企業は、侵害疑義品の写真等の情報が不足したまま真贋判定を迫られることも多かったが、今後、この協力同意書に沿った運用が定着すれば、ベトナムにおける水際取締りの実効性が向上する見込みである。

3 詳細は第1部第1章「模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題」参照。

4 中国の刑事措置の閾値とTRIPS協定との整合性に関する問題については第1部第1章「中国」（刑事上の制裁）参照。